

# 認 証 書

事業者名 宝持運輸株式会社

道路運送車両法第80条の規定により下記  
のとおり自動車特定整備事業を認証する。

## 記

- 1 認 証 番 号 3 S - 6 1 5
- 2 認 証 年 月 日 令和5年2月15日
- 3 事 業 場 の 名 称 宝持運輸株式会社 整備工場
- 4 事 業 場 の 所 在 地 島根県松江市東出雲町出雲郷1407番地1
- 5 自 動 車 特 定 整 備  
事業の種類 普通自動車特定整備事業  
小型自動車特定整備事業
- 6 対 象 と す る 自 動 車  
の種類、整備の種  
類及び装置の種類 普通自動車(大型)  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
普通自動車(中型)  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
普通自動車(小型)  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
普通自動車(乗用)  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
小型四輪自動車  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
小型三輪自動車  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
小型二輪自動車  
(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る)  
軽自動車  
(分解整備(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置)に限る)  
大型特殊自動車  
(動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る)
- 7 業 務 の 範 囲 の 限 定 な し

令和5年2月15日

中国運輸局長 益田

